少年非行自書

令和5年中の概況



皆様の安全安心を守るオールインワンのアプリ



子どもの見守り機能も充実!





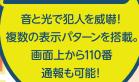
スマホの中の 心強い味方

マッフ

犯罪·不審者·交通事故· 七電話詐欺の発生情報を 公開。身の回りの犯罪等が 一目瞭然!



助 かん けてください



ちかん撃退



県警が配信する ひばりくん防犯メールや YouTube等のSNSの他、 ホームページも 閲覧可能!

他にも、お子様など特定の間柄の現在地を確認できたり、 最寄りの警察施設まで案内してくれる機能もあるぞ!

今すぐダウンロードだ!

ダウンロードはコチラ

いばらきポリス

確認できるよ!

防犯ブザーで不審者を

撃退!家族などに位置を

知らせて助けを求める

こともできます!

検索

iOS端末 [iPhone等]



アンドロイド



茨城県警 website



茨城県警察

ダウンロードできない場合は、 県警ホームページ内の案内を参考に ご登録をお願いします。

目次

第 1	少年	の健	全育原	戊•	保護	対領	Ę.																
1	非行	少年	を生き	まな	い社	会二	づく	り		• •		•	•	•		•	•	•	•	•	•	•	1
2	学校	₹その [,]	他関係	系機	関と	の連	揰携	•	•	• •		•	•	•		•	•	•	•	•	•	•	2
3	少年	警察	ボラン	ノテ	ィア	との	D連	携		• •		•	•	•		•	•	•	•	•	•	•	3
第 2	福祉	・犯と	SNSIZ	起牙	日する	る事	犯个	\ σ	文 文	计点	<u>,</u>												
1		上犯の:			•					•			•	•				•		•	•		4
	(1) 検 (2) 法				人員 • •	の推 ・・	羊移 ••	•	•	•		•	•	•	• •	•	•	•	•	•	•	•	4 5
2	1,7 (少年		• •	• • •			•		• •		•	•	•		•	•	•	•	•	•	•	5
	(2) 法		被害物	犬況	• · ·	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	···	•	• • //\	• •	• •	•	•	•	• •	•	•	•	•	•	•	•	5
3	(3) S	N S を活用						吉?	シ: •	T	•	•	•	•		•	•	•	•	•	•	•	6 7
J	3143	С/Ц/1	J 07C	<i>1</i> 24 T	XЦ	, 6, 711	3 /J																,
第 3	少年	の犯	罪被哥	害と	児童	虐待	まへ	の]	取	組													
1	犯罪	≧被害	の推和	多	• • •		• •	•	•	• (•	•	•		•	•	•	•	•	•	•	8
2	児童																						
	(1) 通(2) 態																						
	(3) 児																						10
3	児童	虐待:	対策	•	• •			•	•	•		•	•	•			•	•	•	•	•	•	10
	(1) 被	害児	童の与	早期	発見	、芳	そ全	確	保			•	•	•		•	•	•	•	•	•	•	10
	(2)	[係機]	関と道	重撲	1.t-	图 約	∃ •	•	•				•	•			•	•	•	•	•	•	10

第4 少年非行の概況

1 本県の概況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
2 全国との比較 ・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1(1) 刑法犯少年と触法少年(刑法)の合計の推移・・・・・・・ 1(2) 都道府県別刑法犯少年と触法少年(刑法)の合計の検挙・補導 状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
第 5 刑法犯少年
1 検挙人員、刑法犯総検挙人員に占める少年の割合及び人口比 · 1
2 包括罪種・手口別検挙状況・・・・・・・・・・ 1
(1) 推移・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 (2) 初発型非行の推移 ・・・・・・・・・・・・・・ 1
3 年齢別検挙状況 ・・・・・・・・・・・・・・ 2
4 学職別検挙状況 ・・・・・・・・・・・・・・ 2
5 再犯者率・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
6 少年の二セ電話詐欺加担状況・・・・・・・・・・・・ 2
第6 特別法犯少年
1 検挙人員、特別法犯総検挙人員に占める少年の割合 ・・・・・ 2
2 法令別検挙状況 ・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
3 年齢別検挙状況 ・・・・・・・・・・・・・・・ 2
4 学職別検挙状況 ・・・・・・・・・・・・・・・ 2
5 少年の薬物事犯 ・・・・・・・・・・・・・・・・ 2- (1) 検挙人員の推移 ・・・・・・・・・・・・・・・ 2- (2) 年齢別検挙状況 ・・・・・・・・・・・・・・・ 2- (3) 学職別検挙状況 ・・・・・・・・・・・・・・ 2-
(2) 年齢別検挙状況 ・・・・・・・・・・・・・ 2

第7 触法少年

1	刑	J法犯	, • •	•	• •	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	26
	(1)	補導	人員	しの	推利	多	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	26
	(2)	行為	態ᅧ	€別	補資	 事北	犬沂	ļ •	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	26
2	特	別法	犯 •	•		•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	27
	(1)	補導	人員	しの	推和	多	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	27
	(2)	行為	態ᅧ	制	補資	- 単北	犬沂		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	27
第8	非	行等	の諸	形	態																							
1	少	年の	交通	直違	反	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	28
	(1)	検挙	件数	なの	推和	多	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	28
	(2)	違反	態槍	€別	検	羊壮	犬沂	<u>.</u>	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	28
	(3)	暴走	族少	年	のホ	負	Ě 状	況	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	28
2	不	良行	為少	午	•	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	29
	(1)	補導	人員	しの	推利	多	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	29
	(2)	行為	種別	.	学耶	戠叧	刂補	導	状	況	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	29

第1 少年の健全育成・保護対策

1 非行少年を生まない社会づくり

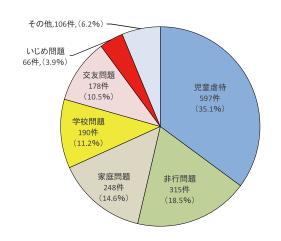
少年サポートセンターを中心に、少年の規範意識の向上及び社会との絆 の強化を図るため、非行少年を生まない社会づくりに取り組んでいます。

少年相談

令和5年中に県内で受理した少年相談件数は1,700件で、前年に比べて343件(25.3%)増加しました。

相談内容別では、児童虐待に関する相談が597件で最も多く、全体の35.1%を占めました。

また、いじめ問題の相談件数は 66件で、前年に比べ6件(10.0%) <mark>増加</mark>しました。



【少年相談コーナーのお知らせ】

少年の非行や犯罪被害の問題(悩み)について、 少年自身や保護者等からの相談に応じています。 以下のような悩みを、抱え込んでいませんか?

- ・先輩に「お金を持ってこい。」と言われ困っている
- ・息子の無断外泊が続き、どこに泊まっているかわからない
- ・娘が SNS で知り合った人に会いに行くと言ってる など

身近な人にはかえって相談しづらいこともあります。 警察官や少年補導職員があなたのお話をしっかりと聞きます。 どのように対応していけばいいか一緒に考えましょう。

○少年相談コーナー まるくおさまる TEL 029-231-0 9 0 0

※ 受付時間 平日 8:30 ~ 17:15 (夜間、土日祝日は警察本部当直で 対応します。)

【メール相談はこちら】 keishonen@pref.ibaraki.lg.jp



※メール相談は平日のみ(8:30~17:15)となります。

立ち直り支援活動

過去に非行少年として取り扱いのあった少年やその保護者に対し、関係

機関や各種ボランティアと連携して

- ・定期的な連絡・訪問
- 学習支援
- ・農業体験活動や社会奉仕活動等 を通じた居場所作り

等を行うことにより、少年の立ち直りを 支援し、少年が再び非行に走ることを防止 していく取組を行っています。



農業体験活動

非行防止教室

少年の規範意識の向上や薬物乱用防止等 少年の非行防止を図ったり、少年がSNSに 起因した犯罪被害に遭わないようにするた め、学校等の関係機関と連携し、非行防止 教室や薬物乱用防止教室を行っています。

令和5年中は913回の非行防止教室を実施しました。



通信事業者と連携した非行防止教室

2 学校その他関係機関との連携

スクールサポーター

退職した警察官等をスクールサポーターとして県内の全警察署に配置し、学校における少年の問題行動等への対応、登下校時の見守り活動、非行防止教室等、相談活動、児童の安全確保に関する助言等を行っています。



学校における不審者対応訓練

学校と警察の連携

教育委員会等と警察との間で締結した 協定等に基づき、非行少年等に関する情報を学校と警察が相互に連絡する「学校 警察連絡制度」を運用しています。

また、警察本部と教育庁等との連絡会 や警察署の管轄区域や市町村の区域等を 単位とした学校警察連絡協議会を設置し て、情報交換を行っています。



警察本部と教育庁等との 連絡会

3 少年警察ボランティアとの連携

大学生サポーター

少年の健全育成に関心を持つ大学生を「大学生サポーター」として委嘱 し、少年サポートセンター職員とともに

- 街頭補導活動
- 非行防止教室の補助
- 非行少年の学習支援等少年の 立ち直り支援活動
- 非行防止等広報啓発活動 等に従事しています。

大学生サポーターは少年と年齢が近く、 その心情や行動を理解しやすいなどの特性を生かし、少年の非行防止や少年の居場所づくり活動に取り組んでいます。



大学生サポーターによる 広報啓発活動

少年指導委員

公安委員会から委嘱された少年指導委員が、少年を有害な風俗環境から守るため、風俗営業所等への立入りを実施したり、キャンペーンや広報啓発活動、街頭補導活動を行うなど、少年の非行防止、犯罪被害防止活動に取り組んでいます。



少年指導委員による 街頭補導活動

第2 福祉犯とSNSに起因する事犯への対応

POINT!

- 福祉犯の検挙件数、検挙人員、被害児童は共に減少
- SNSに起因する事犯の被害少年は30人で、前年から 5人減少

Check!

「福祉犯」とは?

「児童を自己の支配下において淫行をさせる行為」、「児童買春等、児童に対する性犯罪を助長する行為」、「インターネット等を利用して児童に性的画像を送信させ、ポルノ画像を製造する行為」、「子供の喫煙を親権者が制止しない行為」等のように、少年の心身に有害な影響を与え、少年の福祉を害する犯罪をいい、

児童福祉法、児童買春・児童ポルノ禁止法、茨城県青少年健全育成条例(みだらな性行為等、深夜外出制限等)、二十歳未満ノ者ノ喫煙ノ禁止ニ関スル法律(令和4年3月31日以前は未成年者喫煙禁止法)

等がこれにあたります。

1 福祉犯の検挙状況

(1) 検挙件数・検挙人員の推移

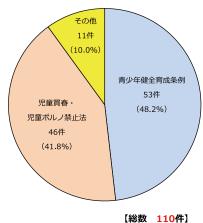
検挙件数は110件で、前年に比べ26件(19.1%)減少し、検挙人員は 91人で、前年に比べ23人(20.2%)減少しました。



	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	前年比	増減率
検挙件数	178	170	181	144	179	151	163	130	136	110	-26	-19.1%
検挙人員	151	134	120	118	138	127	136	128	114	91	-23	-20.2%

(2) 法令別検挙状況

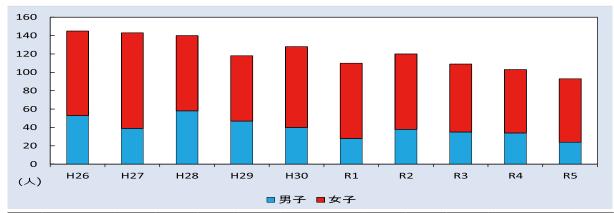
法令別では、青少年健全育成条例 違反による検挙が53件で最も多く、 全体の48.2%を占め、次いで児童買 春・児童ポルノ禁止法違反による検 挙が46件で、全体の41.8%を占めま した。



2 被害少年

(1) 被害少年の推移

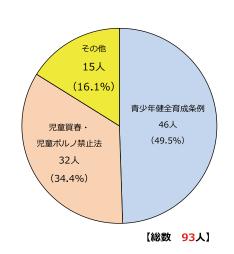
令和5年中は93人で、前年に比べ10人(9.7%)減少しました。



		H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5		
		П20	П27	П20	П29	ПЗО	N I	NZ	כח	N 4	כח	前年比	増減率
福祉	业犯被害少年	145	143	140	118	128	110	120	109	103	93	-10	-9.7%
	うち男子	53	39	58	47	40	28	38	35	34	24	-10	-29.4%
	うち女子	92	104	82	71	88	82	82	74	69	69	0	0.0%
女子	の占める割合	63.4%	72.7%	58.6%	60.2%	68.8%	74.5%	68.3%	67.9%	67.0%	74.2%	+ 7.2P	-

(2) 法令別被害状況

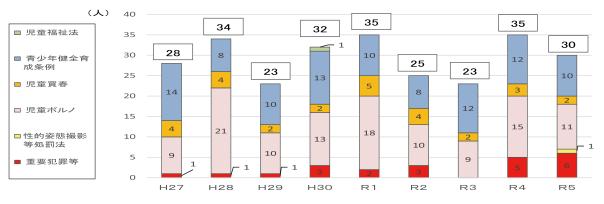
法令別では青少年健全育成条例違 反での被害が46人で最も多く、全体 の49.5%を占め、次いで、児童買春・ 児童ポルノ禁止法違反での被害が32 人で、全体の34.4%を占めました。



(3) SNSに起因する事犯の被害少年

ア 被害の推移

SNSに起因する事犯の被害少年は、令和5年中は30人で、前年に比べ5人減少しました。



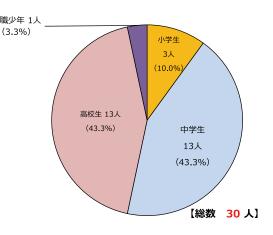
	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	前年比	増減率
SNS に起因	28	34	23	32	35	25	23	35	30	-5	-14.3%

- SNS とは、LINE、X(旧 Twitter)、Facebook 等の出会い系サイト以外のウェブサイト及びアプリをいう。
- ・ 児童福祉法とは、児童に淫行させる行為等をいう。
- ・ 児童ポルノとは、児童の性被害・性的虐待の記録を製造、提供、公然陳列等をする行為をいう。
- ・ 重要犯罪等とは、重要犯罪(殺人、強盗、放火、不同意性交等、略取誘拐、人身売買及び不同意わいせつ)と逮捕監禁をいう。

イ 学職別被害状況

学職別被害状況は、高校生及び 特職が年1人 (3.3%) 中学生が13人ずつで、それぞれ全 体の43.3%を占めました。

また、小学生も3人が被害に 遭っています。

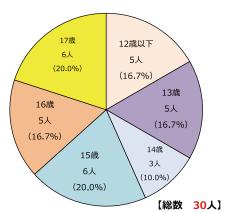


ウ 年齢別被害状況

年齢別被害状況では、15歳及び 17歳が6人で最も多く、それぞれ 全体の20.0%を占めました。

次に13歳及び16歳が5人で、それぞれ全体の16.7%を占めました。

また、12歳以下が5人おり、被害の低年齢化が懸念されます。



工 男女別被害状況

男女別被害状況では、男子が5人、女子が25人でした。

3 SNSを活用した広報啓発活動

茨城県警察本部人身安全少年課では、SNS に起因する子供の性被害を防止するため、子供の性被害につながるおそれのある不適切な書き込みをサイバーパトロールにより発見し、注意喚起・警告のためのメッセージを投稿する取組を推進しています。

公式X(旧Twitter)における 注意喚起・警告メッセージ

【児童と思われる者に向けたメッセージ】



警察からのアドバイスです。見知らぬ人は怖いです。性犯罪や誘拐 などの事件に巻き込まれる危険があります。あなたを守れるのはあな たしかいません。

※些細なことでも構わないので下記相談窓口を利用してください。

http://www.npa.go.jp/bureau/safetylife/syonen/annai/

【児童の性被害を誘引していると思われる者へのメッセージ】



警察からの警告です。児童買春、児童ポルノの製造や、保護者に同意なく宿泊先を提供するなどして子供を自己の支配下に置く行為は犯罪です。

あなたがこれらの犯罪を犯した場合、警察は検挙の措置を講じます。

5 ことはできません。このような事例では、男の子も被害に遣っています。また、子供が加害 Cいます。子供が被害者にも加害者にもならないようにするためにSNSの危険性について子



SNSを通じて、こんな事例も発生しています!



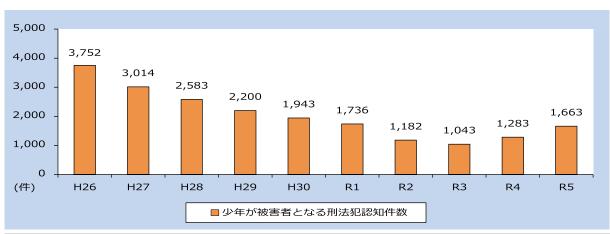
第3 少年の犯罪被害と児童虐待への取組

POINT!

- 少年が被害者となった刑法犯認知件数 1,663 件のうち、**75.6**% が**窃盗犯被害**
- 児童虐待(の疑いある)事案の通告人数は 1,844 人
- 児童虐待(の疑いある)事案により児童相談所への通告態様は **心理的虐待**が 1,330 人で全体の 72.1% を占める
- 児童虐待事件での保護者の検挙件数、被害児童数はいずれも前 年から増加

1 犯罪被害の推移

- 令和 5 年中における刑法犯認知件数のうち、少年が被害者となった 事件は1,663件で、前年に比べ380件(29.6%) 増加しました。
- 少年が被害者となった事件1,663件のうち、窃盗犯被害によるものが1,257件で、全体の75.6%を占めました。
- 性犯罪被害の認知件数は67件で、前年に比べ17件(34.0%) <mark>増加</mark>しました。



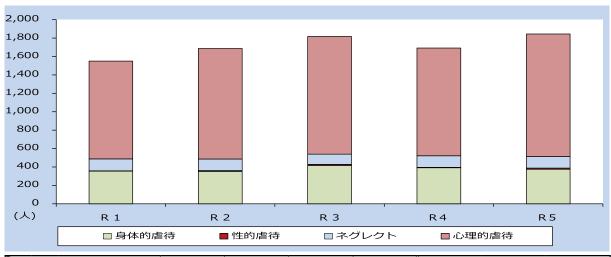
			H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5		
			П20	П2/	П20	П29	ПЭО	KI	KZ	СЛ	N 4	CA	前年比	増減率
刑	法犯認	忍知件数	30,502	29,085	26,607	24,809	22,550	20,312	16,301	14,277	15,986	19,767	3,781	23.7%
	うち	少年被害	3,752	3,014	2,583	2,200	1,943	1,736	1,182	1,043	1,283	1,663	380	29.6%
		凶悪犯	5	19	17	17	21	18	28	11	23	24	1	4.3%
		粗暴犯	315	279	283	221	241	205	135	122	140	200	60	42.9%
		窃盗犯	3,105	2,473	2,046	1,750	1,517	1,387	893	797	975	1,257	282	28.9%
		その他	327	243	237	212	164	126	126	113	145	182	37	25.5%
	性	犯罪被害	82	60	93	78	59	50	57	49	50	67	17	34.0%

注 本紙における性犯罪被害とは、不同意性交等及び不同意わいせつの被害をいい、不同意性交等は凶悪犯、不同意わいせつはその他に含まれます。

2 児童虐待(の疑いある)事案

(1) 通告状況の推移

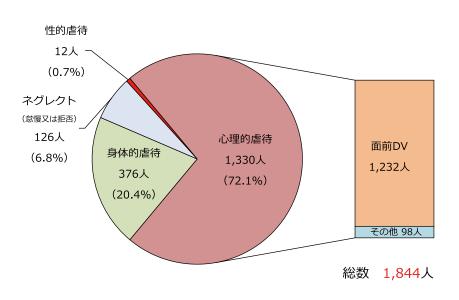
児童虐待(の疑いある)事案により児童相談所へ通告した人数は増加傾向にあり、令和5年中は1,844人で、前年に比べ152人(9.0%)増加しました。



	R 1	R 2	R 3	R 4	R 5		
	KI	K Z	K 5	K 4	K 5	前年比	増減率
通告人数	1,550	1,687	1,817	1,692	1,844	152	9.0%
身体的虐待	355	353	418	392	376	-16	-4.1%
性的虐待	3	8	10	4	12	8	200.0%
ネグレクト (怠慢又は拒否)	130	125	111	125	126	1	0.8%
心理的虐待	1,062	1,201	1,278	1,171	1,330	159	13.6%
面前 DV	924	1,071	1,120	1,013	1,232	219	21.6%
その他	138	130	158	158	98	-60	-38.0%

(2) 態様別通告状況

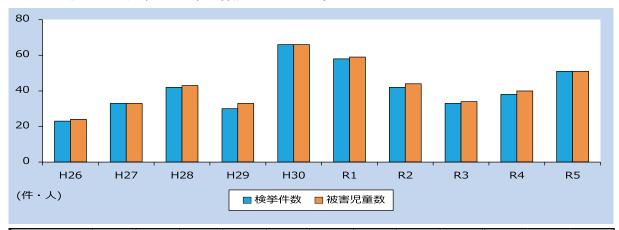
児童相談所への通告態様別人員は、心理的虐待が1,330人で最も多く、全体の72.1%を占め、そのうち1,232人が面前DVによる通告でした。



※ 面前 D V とは、 配偶者への暴力等を 児童の面前で行い、 児童に心理的な傷を 負わせる行為をいい ます。

(3) 児童虐待事件の検挙状況

- 令和 5 年中における児童虐待事件での保護者の検挙件数は51件で、 前年に比べ13件(34.2%) <mark>増加</mark>しました。
- 令和 5 年中における児童虐待事件の被害児童数は51人で、前年に 比べ11人(27.5%) <mark>増加</mark>しました。



	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R 5		
	П20	П27	П20	П29	ПЗО	N I	nz	כח	N4	N 3	前年比	増減率
検挙件数	23	33	42	30	66	58	42	33	38	51	13	34.2%
身体的虐待	21	31	36	24	51	50	30	24	22	38	16	72.7%
性的虐待	2	2	6	4	15	7	8	7	10	12	2	20.0%
ネグレクト (怠慢又は拒否)	0	0	0	1	0	0	2	2	3	0	-3	-100.0%
心理的虐待	0	0	0	1	0	1	2	0	3	1	-2	-66.7%
被害児童数	24	33	43	33	66	59	44	34	40	51	11	27.5%
死亡児童数	0	0	0	5	1	1	2	3	0	1	1	-

3 児童虐待対策

(1) 被害児童の早期発見、安全確保

児童虐待が疑われる情報を認知した場合は、警察官の現場臨場による 児童の安全確認や付近住民への聞き込み、各種情報の照会等を行い、児 童虐待事案の早期発見、児童の安全確保を最優先として対応しています。

(2) 関係機関と連携した取組

茨城県警察で児童虐待の被害児童を発見した場合は、児童相談所への通告を実施しているほか、児童虐待に関する児童相談所等との情報提供の基準を定めて、連携強化に努めています。

また、市町村や学校等と情報交換を 行っているほか、児童相談所や市町村担 当者と合同訓練を実施するなどして、被 害児童の早期保護に万全を期することと しています。



【関係機関との合同訓練】

児童虐待の類型

身体的虐待

児童の身体に外傷が生じ又は生じるおそれのある暴行を加えること

- 殴る、蹴る、叩く
- 激しく揺さぶる
- やけどを負わせる など



性的虐待

児童にわいせつな行為をすること又は児童をしてわいせつな行為をさせ ること

- 性器などをさわろうとする
- 性的な写真の被写体にする など

ネグレクト(怠慢又は拒否)

児童の心身の正常な発達を妨げるような著しい減食又は長時間の放置、 保護者以外の同居人による身体的虐待、性的虐待、又は心理的虐待と同様 の行為の放置その他の保護者としての監護を著しく怠ること

- 食事を与えない
- 置き去りにする
- 自動車の中に放置する など



心理的虐待

児童に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応、児童が同居する家庭 における配偶者に対する暴力その他の児童に著しい心理的外傷を与える言 動を行うこと

- こどもの目の前で家族に対して暴力をふるう(面前 DV)
- 無視をする など

児童虐待かもと思ったら・・

児童相談所 虐待対応ダイヤル いちはやく



第4 少年非行の概況

POINT!

○ 刑法犯少年

241 人(前年比:77 人 **增加**、47.0% **上昇**)

〇 触法少年(刑法)

115 人(前年比:36 人 **增加**、45.6% **上昇**)

○ 特別法犯少年

78 人(前年比:14 人 減少、15.2% 低下)

触法少年(特別法)

6人(前年比:3人 **增加**、100.0% **上昇**)

○ ぐ犯少年

7人(前年比: ±0人)

○ 不良行為少年

5,113 人(前年比:774 人 **減少**、13.1% **低下**)

特別法犯少年と 触法少年(特別法)

の合計は84人!

刑法犯少年と触法

少年(刑法)の

合計は 356 人!

1 本県の概況

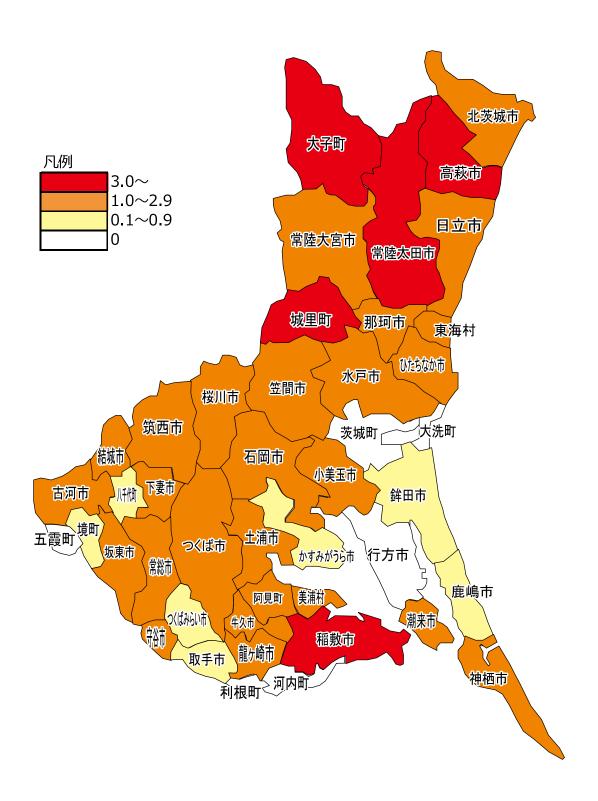
(1) 非行少年等の検挙・補導状況の推移

- 令和 5 年中に検挙・補導した非行少年及び不良行為少年の総数は、 5,560人で、前年に比べ672人(10.8%)減少しました。
- 刑法犯少年は前年に引き続き、77人(47.0%)<mark>増加</mark>しました。

	_			H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	前年比	増減率
		総数		9,128	13,783	12,233	10,459	9,978	9,913	6,446	7,159	6,232	5,560	-672	-10.8%
		うち	5女子	1,541	2,435	2,203	2,085	2,212	2,574	1,125	1,268	1,163	1,025	-138	-11.9%
		総数		1,277	1,116	895	728	587	458	403	365	345	447	102	29.6%
		うち	5女子	127	131	92	90	87	69	49	48	48	76	28	58.3%
	犯	刑法犯少年	Ŧ	984	848	664	513	402	278	251	158	164	241	77	47.0%
非	罪		うち女子	96	78	60	50	56	28	29	19	17	48	31	182.4%
	少	特別法犯法	少年	91	86	75	85	60	71	97	93	92	78	-14	-15.2%
行	年		うち女子	8	16	7	12	7	14	6	9	12	9	-3	-25.0%
少	触	触法少年	(刑法)	174	157	142	108	101	88	46	95	79	115	36	45.6%
	法		うち女子	14	24	22	20	14	16	10	16	16	16	0	-
年	少	触法少年	(特別法)	15	5	5	1	4	8	4	8	3	6	3	100.0%
	年		うち女子	0	0	0	0	0	2	1	1	1	1	0	-
	ぐ犭	2少年		13	20	9	21	20	13	5	11	7	7	0	-
			うち女子	9	13	3	8	10	9	3	3	2	2	0	-
		不良行為少	年	7,851	12,667	11,338	9,731	9,391	9,455	6,043	6,794	5,887	5,113	-774	-13.1%
			うち女子	1,414	2,304	2,111	1,995	2,125	2,505	1,076	1,220	1,115	949	-166	-14.9%

(2) 刑法犯少年の市町村別人口比

- 刑法犯少年の居住市町村別の人口比は、**高萩市**が5.2人で最も多く、 次いで**城里町**が5.0人でした。
- 刑法犯少年の人口比「1.0」以上の市町村は31市町村ありました。
- **行方市、茨城町、大洗町、利根町、五霞町、河内町**居住の刑法犯少年の検挙はありません。



			総人口		少年人口		刑法犯少年		刑法犯少年の)人口比
		/	(人)	前年比	(人)	前年比	(人)	前年比	(人)	前年比
高	萩	市	26,211	-487	1,359	-89	7	5	5.2	3.8P
城	里	町	17,253	-311	808	-33	4	4	5.0	5.0P
稲	敷	市	36,900	-736	1,753	38	8	5	4.6	2.9P
常	陸太田	市	45,718	-961	2,027	-93	9	7	4.4	3.5P
大	子	町	14,435	-497	605	-14	2	2	3.3	3.3P
筑	西	市	98,264	-838	5,213	-82	15	9	2.9	1.8P
石	岡	市	70,333	-840	3,560	-83	9	6	2.5	1.7P
東	—————— 海	村	37,837	-54	2,365	-45	5	4	2.1	1.7P
桜	Л	市	36,794	-859	2,017	-51	4	4	2.0	2.0P
神		市	94,216	-445	5,330	10	10	3	1.9	0.6P
阿	 見	町	49,979	322	2,639	-25	5	3	1.9	1.1P
那		市	52,573	-431	2,793	-70	5	4	1.8	1.5P
土	 浦	市	142,066	86	7,439	-147	13	4	1.7	0.5P
結		市	49,321	-447	2,739	-26	4	3	1.5	1.1P
北		市	39,898	-643	2,024	-52	3	3	1.5	1.5P
潮	来	市	26,488	-380	1,378	-17	2	2	1.5	1.5P
		_	154,283	-704	8,839	-67	12	5	1.4	0.6P
笠	間	市	71,449	-601	3,679	-50	5	4	1.4	1.1P
守	谷	市	69,717	283	4,348	56	6	2	1.4	0.5P
下	 妻	市	41,590	-240	2,349	0	3	-1	1.3	-0.4P
		村	13,964	-166	748	8	1	-1	1.3	-1.4P
水		市	268,231	-1,271	14,378	-84	17	1	1.2	0.1P
古	<i>'</i> 河	市	137,715	-494	7,550	-14	9	3	1.2	0.4P
<u></u> 牛	 久	市	83,831	-226	4,890	33	6	2	1.2	0.4P
2	くば	市	255,807	3,326	14,295	238	16	6	1.1	0.4P
日	<u> </u>	市	166,302	-2,734	8,766	-294	10	3	1.1	0.3P
常	 総	市	59,432	-567	3,497	48	4	3	1.1	0.8P
小	 美 玉	市	47,351	-402	2,659	-37	3	1	1.1	0.4P
常		市	37,400	-656	1,798	-62	2	2	1.1	1.1P
龍		市	75,338	-267	4,192	-65	4	1	1.0	0.3P
坂		市	51,042	-359	2,914	-62	3	2	1.0	0.7P
鉾		市	44,698	-293	2,260	-12	2	1	0.9	0.5P
	 すみがうら	_	39,183	-248	2,277	-44	2	1	0.9	0.5P
八		町	20,362	-141	1,154	-16	1	1	0.9	0.9P
	 くばみらい	_	51,284	473	2,528	103	2	-3	0.8	-1.3P
境	· ·- / - ·	町	23,794	-150	1,280	-68	1	-1	0.8	-0.7P
鹿	 嶋	市	65,417	-563	3,591	-90	1	-1	0.3	-0.2P
取	手	市	103,680	-100	4,995	5	1	-7	0.2	-1.4P
行	方	市	30,501	-464	1,534	-3	0	-1	0.0	-0.7P
茨		町	30,169	-329	1,620	-58	0	-3	0.0	-1.8P
大		町	14,992	-188	823	-60	0	-1	0.0	-1.1P
利		町	14,852	-114	768	6	0	-2	0.0	-2.6P
五		町	7,790	-83	372	23	0	-1	0.0	-2.9P
河		町	7,730	-238	312	-9	0	0	0.0	± 0P
不		外	- ,507		-		25	-7		_ 01
県		計	2,826,047	-15,037	152,465	-1,354	241	77	1.6	0.6P
					132,403					

注:総人口は、茨城県政策企画部統計課の「茨城県常住人口調査 (茨城県の年齢別人口)」(令和5年10月1日現在)から抜粋しました。 又、少年人口については、14~19歳までの人口を合計しました。

2 全国との比較

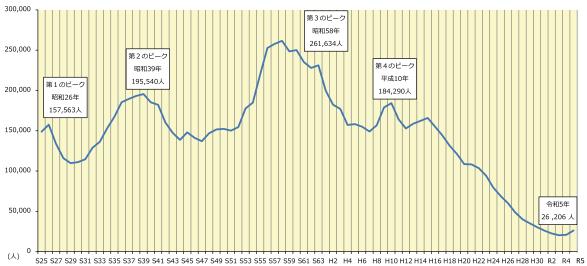
(1) 刑法犯少年と触法少年(刑法)の合計の推移

刑法犯少年と触法少年(刑法)の合計は、全国が5,294人(25.3%) 増加していますが、本県は113人(46.5%)増加しました。

平成10年頃に迎えた第4のピークと比較して、それぞれ8割以上 減少しております。

【全国】

令和5年中の刑法犯少年と触法少年(刑法)の合計は26,206人で、 平成10年の第4のピークに比べ、158,084人(85.8%)減少しました。



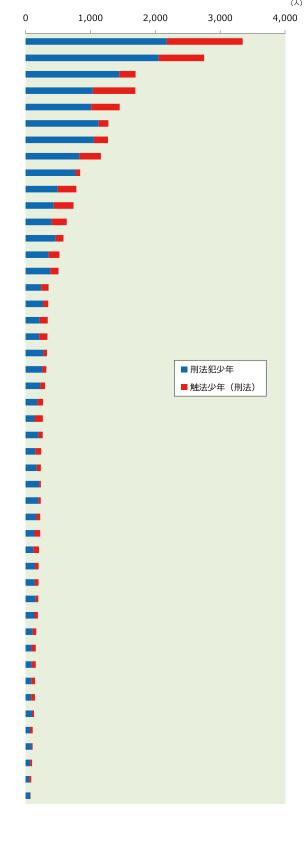
【茨城】

令和5年中の刑法犯少年と触法少年(刑法)の合計は356人で、 平成9年の第4のピークに比べ、3,177人(89.9%)減少しました。



(2) 都道府県別刑法犯少年と触法少年(刑法)の合計の検挙・補導状況 令和5年中における都道府県別刑法犯少年と触法少年(刑法)の合計 の検挙・補導人員は下表のとおりで、本県は全国で16番目でした。

		י בי נווו		
No.	都道府県	総数(人)	刑法犯少年	触法少年 (刑法)
1	警視庁	3,347	2,178	1,169
2	大阪	2,753	2,054	699
3	愛知	1,696	1,445	251
4	兵庫	1,692	1,037	655
5	福岡	1,452	1,012	440
6	神奈川	1,277	1,129	148
7	埼玉	1,271	1,054	217
8	北海道	1,162	829	333
9	 千葉	842	771	71
10	広島	783	495	288
11	沖縄	740	435	305
12	京都	635	403	232
13	静岡	585	464	121
14	滋賀	523	357	166
15	岡山	508	381	127
16	茨城	356	241	115
17	岐阜	350	271	79
18	 熊本	342	220	122
19	奈良	338	210	128
20		331	276	55
21		321	261	60
22	群馬	302	225	77
	和歌山			
23	宮崎	270	183	87
24	愛媛	268	138	130
25	新潟	266	199	67
26	長野	241	151	90
27	三重	237	210	27
27	香川	237	173	64
29	栃木	235	197	38
30	石川	226	170	56
30	山口	226	139	87
32	福島	208	121	87
33	富山	203	147	56
34	鹿児島	201	146	55
35	福井	197	159	38
36	長崎	191	139	52
37	山形	166	109	57
38	青森	158	91	67
38	岩手	158	94	64
40	鳥取	147	89	58
41	高知	145	88	57
42	佐賀	130	100	30
43	島根	111	68	43
44	大分	109	93	16
45	徳島	102	72	30
46	秋田	89	55	34
47	山梨	79	70	9
合計	計(令和5年)	26,206	18,949	7,257
	計(令和4年)	20,912	14,887	6,025
			<u> </u>	
埠	曽減数 (人)	5,294	4,062	1,232



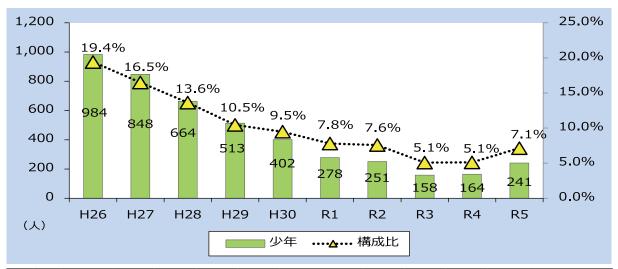
第5 刑法犯少年

POINT!

- 検挙人員は 241 人(前年比+77人)で増加
- 刑法犯少年のおよそ**2人に1人が窃盗犯**での検挙
- 少年の二セ電話詐欺の検挙人数は7人で、前年から7人 (50.0%)減少

1 検挙人員、刑法犯総検挙人員に占める少年の割合及び人口比

- 検挙人員は241人で、前年に比べ77人(47.0%)<mark>増加</mark>しました。
- 刑法犯総検挙人員に占める少年の割合(構成比)は7.1%で、前年に 比べ2.0ポイント増加しました。
- 少年の人口比は1.6人で、前年と比べ0.5人増加しました。 また、20歳以上の者の人口比に比べ0.3人多くなっています。



			H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5		
			1120	1127	1120	1123	1130	17.1	112	113	114	113	前年比	増減率
刑法	去犯総	検挙人員	5,068	5,141	4,873	4,909	4,237	3,562	3,311	3,107	3,207	3,374	167	5.2%
	少年		984	848	664	513	402	278	251	158	164	241	77	47.0%
		うち女子	96	78	60	50	56	28	29	19	17	48	31	182.4%
	20 歳	以上の者	4,084	4,293	4,209	4,396	3,835	3,284	3,060	2,949	3,043	3,133	90	3.0%
	2総検挙 年の割る	≦人員に占め 合(構成比)	19.4%	16.5%	13.6%	10.5%	9.5%	7.8%	7.6%	5.1%	5.1%	7.1%	2.0P	-
少年。	人口		171,241	170,269	169,764	168,631	165,797	162,039	157,886	154,643	153,819	152,465	-1,354	-0.9%
		人口比	5.7	5.0	3.9	3.0	2.4	1.7	1.6	1.0	1.1	1.6	0.5	-
20 歳	以上の)者の人口	2,401,620	2,412,268	2,406,074	2,401,376	2,396,035	2,390,282	2,386,218	2,381,471	2,392,395	2,386,295	-6,100	-0.3%
		人口比	1.7	1.8	1.7	1.8	1.6	1.4	1.3	1.2	1.3	1.3	0	-

注 少年人口については、14~19歳までの人口を合計しました。

2 包括罪種・手口別検挙状況

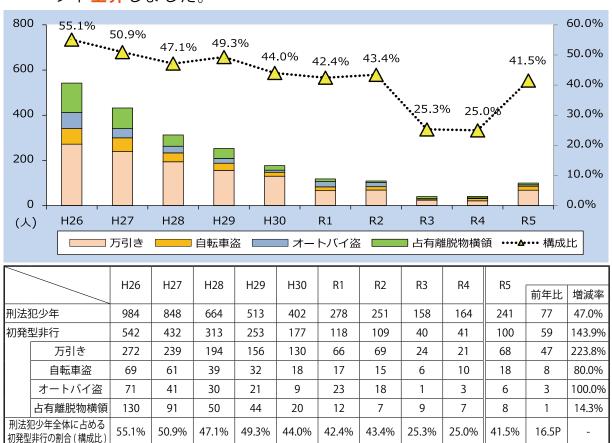
(1) 推移

令和5年中は、前年に比べ、窃盗犯が52人(86.7%)、粗暴犯が12人(25.0%)、風俗犯が9人(225.0%)、その他の刑法犯が14人(53.8%) 増加しましたが、知能犯が6人(46.2%)、凶悪犯が4人(30.8%) 減少しました。

		H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5		
										117		前年比	増減率
総数		984	848	664	513	402	278	251	158	164	241		47.0%
凶悪		13	26	16	11	6	9	14	9	13	9		-30.8%
	殺人	1	1	1	2	2	0	0	1	0	0	_	-
	強盗	10	22	14	0	1	7	11	6	12	4		-66.7%
	放火	2	1	0	2	0	0	1	0	1	2		100.0%
	不同意性交等	0	2	1	7	3	2	2	2	0	3		-
粗暴		164	165	118	85	83	54	57	43	48	60		25.0%
	暴行	35	31	22	21	17	20	16		18	10		-44.4%
	傷害	102	119	84	54	42	30	36		29	32		10.3%
	恐喝	15	14	10	10	21	4	4	_	1	5		400.0%
m`/=	その他	12	1	2	0	3	0	1 1 2 2	4	0	13		-
窃盗		563	474	384	269	225	151	138		60	112		86.7%
	侵入盗	42	32	20	18	16	9	11	10	3	5		66.7%
	空き巣	3	6	6	3	10	5	1	5	1	2		100.0%
	居空き	1	2	0	0	2	0	0		0	0		-
	出店荒し	22	16	2		1	0	1	1	0	0	_	_
	倉庫荒し	4	1 2	4 5	0	0	1	6 1	0	0	0		_
	学校荒し	12	5	3	12	3		2	_		3	_	50.0%
	非侵入盗	363	318	271	191	180	100	2 89	44	2 44	83		88.6%
	万引き	272	239	194	156	130	66	69		21	68		223.8%
	車上ねらい	1	239	194	130	0	00	09		0	00		223.0%
	自販機ねらい	13	31	18	6	11	4	0	4	3	0	_	-100.0%
	部品ねらい	10	17	7	2	4	3	3		0	1	1	-100.070
	ひったくり	10	0	2	1	5	0	1	0	0	0	-	_
	置引き	10	5	7	4	5	3	1	1	0	2	2	_
	その他	47	21	42	18	25	24	15	8	20	12	-8	-40.0%
	乗り物盗	158	124	93	60	29	42	38	8	13	24	_	84.6%
	自動車盗	18	22	24	7	2	2	5	1	0	0		-
	オートバイ盗	69	41	30	21	9	23	18	1	3	6	3	100.0%
	自転車盗	71	61	39	32	18	17	15	6	10	18	8	80.0%
知能		21	26	18	33	34	9	6	12	13	7		-46.2%
	詐欺	20	22	16	28	34	9	6	11	12	5	-7	-58.3%
	その他	1	4	2	5	0	0	0	1	1	2	1	100.0%
風俗	犯	10	7	9	11	3	10	7	6	4	13	9	225.0%
	不同意わいせつ	10	7	8	10	3	10	5	3	2	9	7	350.0%
	性的姿態撮影等処罰法	-	-	-	-	-	-	-	-	-	3	-	-
İ	その他	0	0	1	1	0	0	2	3	2	1	-1	-50.0%
その	他の刑法犯	213	150	119	104	51	45	29	26	26	40	14	53.8%
	占有離脱物横領	130	91	50	44	20	12	7	9	7	8	1	14.3%
	住居侵入	38	10	31	21	15	19	9	6	2	6	4	200.0%
	器物損壊	27	23	12	17	3	6	8	7	8	10	2	25.0%
	盗品等	9	12	3	8	2	2	2	2	0	2	2	-
	その他	9	14	23	14	11	6	3	2	9	14	5	55.6%

(2) 初発型非行の推移

刑法犯少年に占める初発型非行の割合(構成比)は、令和4年まで 減少傾向にありましたが、令和5年中は41.5%で前年と比べ16.5ポイント上昇しました。





初発型非行とは?

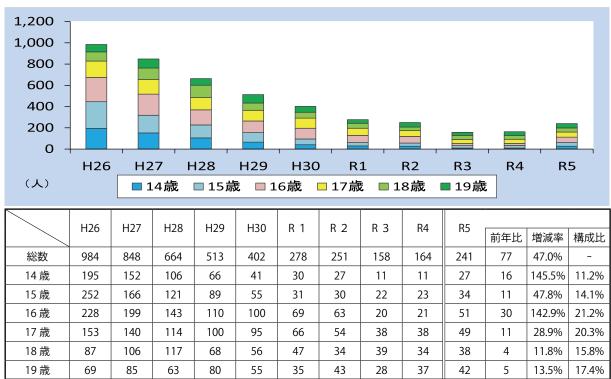
初発型非行とは、**万引き、自転車盗、オートバイ盗**及び**占有離脱物** 横領の4罪種をいいます。

初発型非行は「**遊び型非行**」や「ゲートウェイ犯罪」とも呼ばれる こともあり、刑法犯少年が統計開始以降最多となった「第3のピーク」 期から、刑法犯少年の約6割を占めていましたが、現在は約4割となっ ています。

しかし、初発型非行は、**動機が単純で、犯行も簡単であり罪の意識 のハードルが低い**という特徴があります。犯罪を繰り返すうちに犯罪 意識が薄れ、徐々にエスカレートする傾向があるので、決して安易に 対応してはいけません。

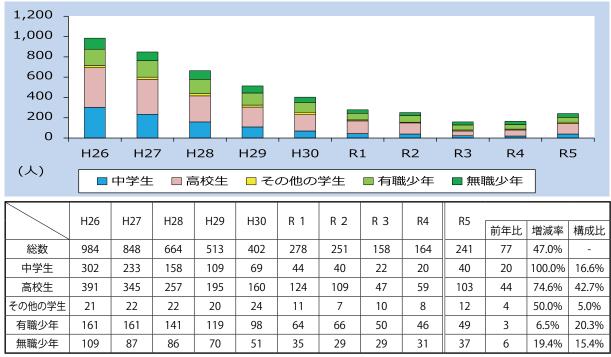
3 年齡別検挙状況

令和5年中は、16歳が51人で最も多く、刑法犯少年の21.2%を占めました。



4 学職別検挙状況

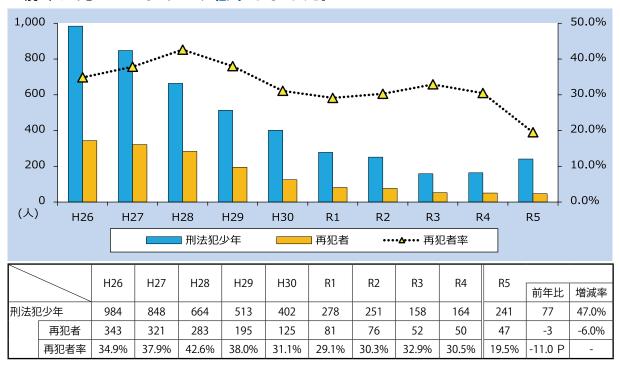
令和5年中は、高校生が103人で最も多く、刑法犯少年の42.7%を占めました。



注:「その他の学生」とは、大学生及び専修学校生等

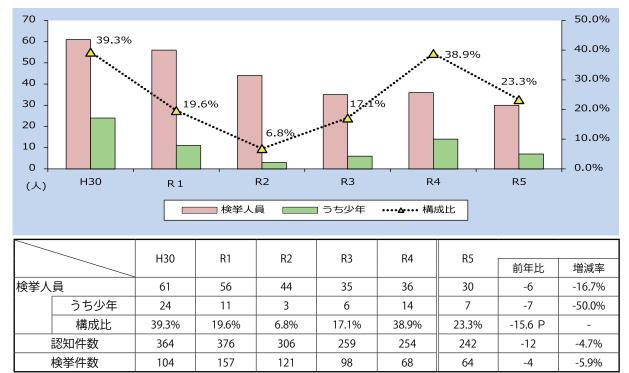
5 再犯者率

令和 5 年中、刑法犯少年に占める再犯者数の割合(再犯者率)は19.5%で前年に比べ11.0ポイント**低下**しました。



6 少年のニセ電話詐欺加担状況

令和5年中、二セ電話詐欺の検挙人員のうち、少年の検挙人員は7人で、 検挙人員に占める少年の割合(構成比)は23.3%となっています。



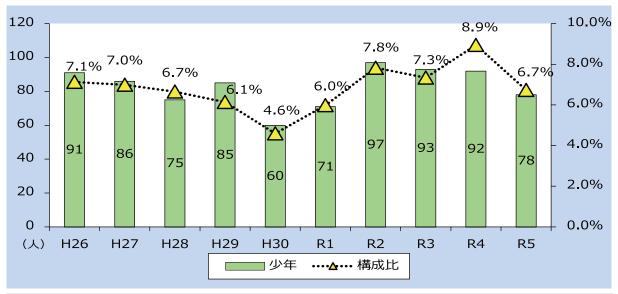
第6 特別法犯少年

POINT!

- 検挙人員は **78** 人(前年比- 14 人)で前年から**減少**
- 検挙人員 78 人のうち、27 人(34.6%)が高校生で、前年に 比べて 10 人(27.0%)減少
- **薬物事犯**で検挙された少年の 80.0%が**有職・無職少年**

1 検挙人員、特別法犯総検挙人員に占める少年の割合

- 過去10年間における特別法犯少年の検挙人員は、増減を繰り返していますが、令和5年中は78人で、前年に比べ14人(15.2%)減少しました。
- 特別法犯総検挙人員に占める少年の割合(構成比)は6.7%で、前年に比べ2.2ポイント低下しました。



			H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R 5	前年比	増減率
特別	法犯約	総検挙人員	1,276	1,230	1,127	1,384	1,305	1,186	1,239	1,267	1,028	1,158	130	12.6%
	少年		91	86	75	85	60	71	97	93	92	78	-14	-15.2%
		うち女子	8	16	7	12	7	14	6	9	12	9	-3	-25.0%
	20 歳	以上の者	1,185	1,144	1,052	1,299	1,245	1,115	1,142	1,174	936	1,080	144	15.4%
	特別法犯総検挙人員に占 める少年の割合(構成比)		7.1%	7.0%	6.7%	6.1%	4.6%	6.0%	7.8%	7.3%	8.9%	6.7%	-2.2 P	

2 法令別検挙状況

法令別では、大麻取締法違反 が24人と最も多く、全体の30.8 % を占め、次いで、青少年健全育成 条例違反が14人と全体の17.9 %を 占めました。

`+ ∧ nu	1 *	±# -1- 11.
法令別 	人数	構成比
大麻取締法	24	30.8%
青少年健全育成条例	14	17.9%
迷惑防止条例	12	15.4%
児童買春・児童ポルノ禁止法	12	15.4%
軽犯罪法	9	11.5%
銃刀法	2	2.6%
その他	5	6.4%

【総数 78人】

3 年齢別検挙状況

年齢別では、19歳が26人で最も 多く、全体の33.3%を占め、次い で18歳が21人で、全体の26.9%を 占めました。

18歳と19歳を合わせると47人 となり、全体の60.2%を占めまし た。

年齢別	人数	構成比
14 歳	4	5.1%
15 歳	3	3.8%
16 歳	18	23.1%
17 歳	6	7.7%
18 歳	21	26.9%
19 歳	26	33.3%

【総数 78人】

4 学職別検挙状況

学職別では、有職少年が30人で最も多く、全体の38.5%を占め、次いで高校生が27人で全体の34.6%を占めました。

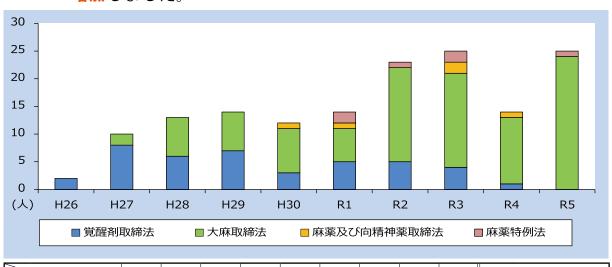
学職別	人数	構成比
中学生	5	6.4%
高校生	27	34.6%
他の学生	9	11.5%
有職少年	30	38.5%
無職少年	7	9.0%

【総数 78人】

5 少年の薬物事犯

(1) 検挙人員の推移

- 薬物事犯で検挙された少年は25人で、前年に比べ11人(78.6%) 増加しました。
- 大麻取締法違反で検挙された少年は24人で、前年から12人(100.0%) 増加しました。



			H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	前年比	増減率
薬物	事犯検挙人員	2	10	13	14	12	14	23	25	14	25	11	78.6%
	覚醒剤取締法	2	8	6	7	3	5	5	4	1	0	-1	-100.0%
	大麻取締法	0	2	7	7	8	6	17	17	12	24	12	100.0%
	麻薬及び向精神 薬取締法	0	0	0	0	1	1	0	2	1	0	-1	-100.0%
	麻薬特例法	0	0	0	0	0	2	1	2	0	1	1	-

注: 覚せい剤取締法は、令和2年に覚醒剤取締法に法律名を変更

(2) 年齢別検挙状況

- 薬物事犯で検挙された少年25人を年齢別にみると、19歳(12人) 18歳(4人)、17歳(2人)、16歳(7人)でした。
- うち大麻取締法違反で検挙された少年24人を年齢別にみると、 19歳(12人)、18歳(4人)、17歳(1人)、16歳(7人)でした。

		14 歳	15 歳	16 歳	17 歳	18歳	19歳	総数
薬物事犯		0	0	7	2	4	12	25
	覚醒剤取締法	0	0	0	0	0	0	0
	大麻取締法	0	0	7	1	4	12	24
	その他	0	0	0	1	0	0	1

注:「その他」は「麻薬及び向精神薬取締法」及び「麻薬特例法」

(3) 学職別検挙状況

- 薬物事犯で検挙された少年25人を学職別にみると、高校生4人、 その他の学生1人、有職少年17人、無職少年3人でした。
- うち大麻取締法違反で検挙された少年24人を学職別にみると、 高校生4人、その他の学生1人、有職少年16人、無職少年3人でした。

		中学生	高校生	その他の学生	有職少年	無職少年	総数
薬物事犯		0	4	1	17	3	25
	覚醒剤取締法	0	0	0	0	0	0
	大麻取締法	0	4	1	16	3	24
	その他	0	0	0	1	0	1

注:「その他」は「麻薬及び向精神薬取締法」及び「麻薬特例法」

コレってウソ?ホント?よくある勘違い

SNSで見たけど 大麻って身体に 害はないらしいよ



D カソでオ L

大麻にはテトラヒドロカンナビノール (THC)という、脳に作用する成分が含まれていて、乱用すると時間や空間の感覚がゆがみ、集中力がなくなり、情緒が不安定になります。また、乱用を続けると何もやる気がしない状態(無動機症候群)や知的機能の低下などが引き起こされ、社会生活に適応できなくこともあります。 少ない量の大麻 なら依存症には ならないらしいよ

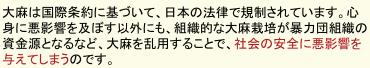




初めは少量でも、使い続けるうちに使用量を自分でコントロールできなくなる例は後を絶ちません。大麻は覚醒剤などほかの薬物に比べると激しい身体症状が出にくいので、自分でも気付かないうちに大麻依存症になっていることもあります。また、さらに強い刺激を求めて大麻よりも毒性の強い薬物に手を出す例が多いことから、大麻は「ゲートウェイドラッグ」と言われています。

他人に害はないし 自己責任だから別 にいいでしょ?





■大麻取締法での罰則(例)

所持•譲渡•譲受

5年以下の懲役

輸入・輸出・栽培

7年以下の懲役

第7 触法少年

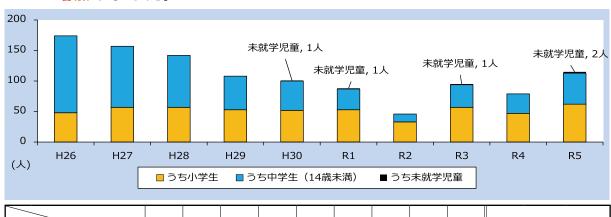
POINT!

- 補導人員は、刑法犯・特別法犯共に<mark>増加</mark>
- 刑法犯による補導のうち59人(51.3%)が窃盗犯

1 刑法犯

(1) 補導人員の推移

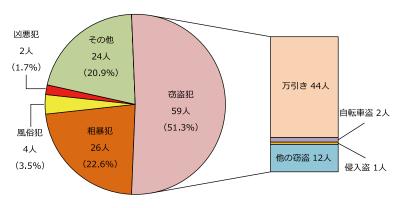
触法少年(刑法)の補導人員は115人で、前年に比べ36人(45.6%) 増加しました。



		H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5		
			1127	1120	1129	1130	1/1	11/2	1/2	114	11.5	前年比	増減率
触法	触法少年		157	142	108	101	88	46	95	79	115	36	45.6%
	うち小学生	48	57	57	53	52	53	33	57	47	62	15	31.9%
	うち中学生(14歳未満)	126	100	85	55	48	34	13	37	32	51	19	59.4%
	うち未就学児童	0	0	0	0	1	1	0	1	0	2	2	-

(2) 行為態様別補導状況

行為態様別では、窃盗犯が59人で最も多く、触法少年 (刑法)の 51.3%を占めました。

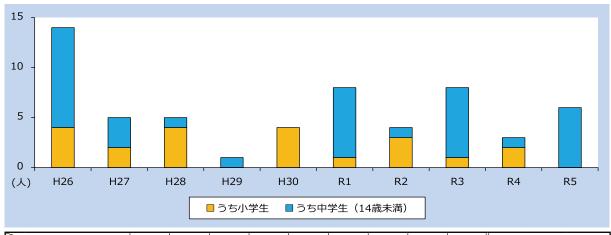


【総数 115人】

2 特別法犯

(1) 補導人員の推移

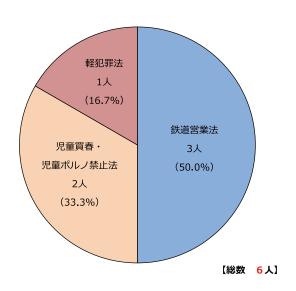
過去10年間の補導人員は増減を繰り返しており、令和5年中は6人で、前年に比べ3人(100.0%) 増加しました。



		H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5		
		1120	1127	1120	1123	1150	111	112	113	114	11.5	前年比	増減率
触法	触法少年		5	5	1	4	8	4	8	3	6	3	100.0%
	うち小学生	4	2	4	0	4	1	3	1	2	0	-2	-100.0%
	うち中学生(14 歳未満)	10	3	1	1	0	7	1	7	1	6	5	500.0%
	うち未就学児童	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	-

(2) 行為態様別補導状況

行為態様別では、鉄道営業法違反が3人で最も多く、次いで、児童 買春・児童ポルノ禁止法違反の2人でした。



第8 非行等の諸形態

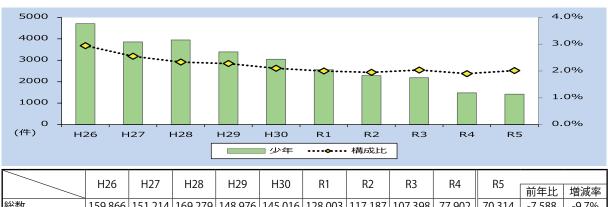
POINT!

- 少年の**交通違反**は **1,418** 件で、前年から 64 件 (4.3%) 減少
- **不良行為少年**は **5,113** 人で、前年から 774 人(13.1%) 減少

1 少年の交通違反

(1) 検挙件数の推移

過去10年間における少年の交通違反件数は減少傾向にあり、令和5年中は1,418件で、前年に比べ64件(4.3%)減少しました。



	_	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5		
		П20	ПZ/	ПZО	П29	ПЭО	ΝI	NΖ	иэ	N4	כח	前年比	増減率
総数		159,866	151,214	169,279	148,976	145,016	128,003	117,187	107,398	77,902	70,314	-7,588	-9.7%
うち	少年	4,710	3,855	3,951	3,394	3,047	2,561	2,286	2,188	1,482	1,418	-64	-4.3%
	構成比	2.9%	2.5%	2.3%	2.3%	2.1%	2.0%	2.0%	2.0%	1.9%	2.0%	0.1P	-

(2) 違反態様別検挙状況

違反態様別では、最高速度が481件で最も多く、交通違反で検挙された少年の33.9%を占め、次いで一時不停止が226件で、交通違反で検挙された少年の15.9%を占めました。

	総数(件)			うち少年		構成比	
	花数(十)	前年比増減率		7594	前年比		
最高速度	20,968	1,118	5.6%	481	11	2.3%	2.3%
一時不停止	15,389	-5,638	-26.8%	226	-51	-18.4%	1.5%
携帯電話保持	7,073	-1,989	-21.9%	87	-29	-25.0%	1.2%
信号無視	1,591	-351	-18.1%	61	-3	-4.7%	3.8%
無免許運転	538	-31	-5.4%	61	8	15.1%	11.3%
通行区分	5,535	300	5.7%	59	-4	-6.3%	1.1%
整備不良	290	-14	-4.6%	54	3	5.9%	18.6%
通行禁止	2,449	21	0.9%	39	14	56.0%	1.6%
定員外乗車	43	-9	-17.3%	33	-5	-13.2%	76.7%
踏切不停止	587	-449	-43.3%	14	-8	-36.4%	2.4%
その他	7,214	1,199	19.9%	201	15	8.1%	2.8%
点数告知件数	8,637	-1,745	-16.8%	102	-15	-12.8%	1.2%
総数	70,314	-7,588	-9.7%	1,418	-64	-4.3%	2.0%

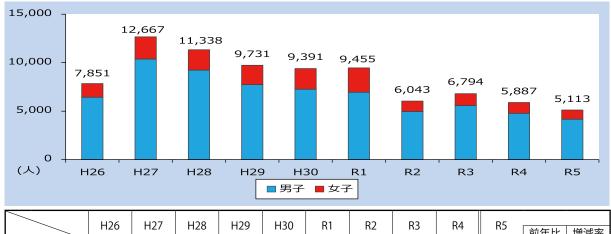
(3) 暴走族少年の検挙状況

集団暴走事件(共同危険行為等の禁止)で検挙した暴走族少年は14人で、前年に比べ1人(6.7%)減少しました。

2 不良行為少年

(1) 補導人員の推移

補導人員は、平成28年から**減少傾向**にあり、令和5年中は5,113人で、 前年に比べ774人(13.1%)**減少**しました。



		H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	前年比	増減率
不良	 行為少年	7,851	12,667	11,338	9,731	9,391	9,455	6,043	6,794	5,887	5,113	-774	-13.1%
	うち男子	6,437	10,363	9,227	7,736	7,266	6,950	4,967	5,574	4,772	4,164	-608	-12.7%
	うち女子	1,414	2,304	2,111	1,995	2,125	2,505	1,076	1,220	1,115	949	-166	-14.9%

(2) 行為種別・学職別補導状況

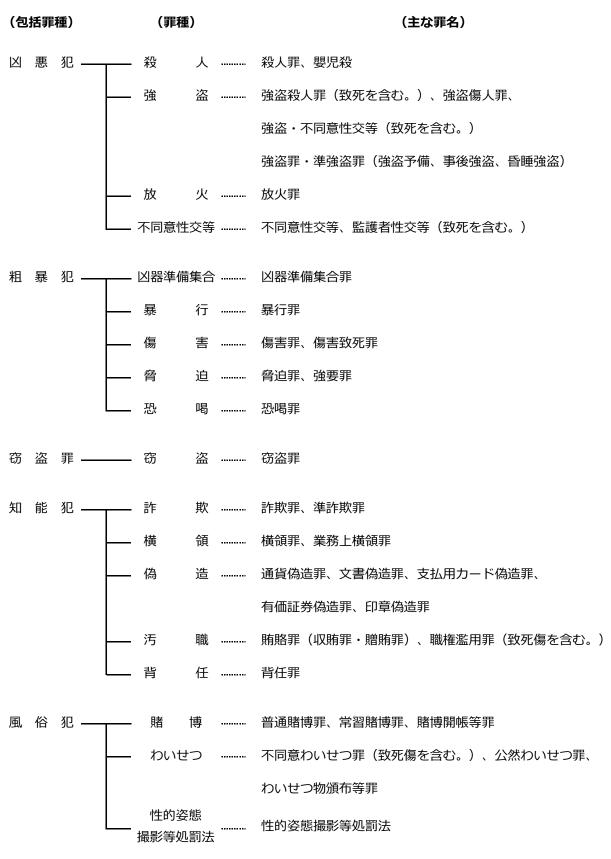
- 学職別では、高校生が2,678人で最も多く、全体の52.4%を占め、 次いで有職少年が841人で全体の16.4%を占めました。

学職別	十华兴	児童・生徒			その他	の学生	七 聯小左	(年職小)左	4公米4-	
行為種別	未就学	小学生	中学生	高校生	大学生	専修学校生等	有職少年	無職少年	総数	構成比
飲酒	0	0	17	98	82	23	47	30	297	5.8%
喫煙	0	0	69	515	147	110	576	233	1,650	32.3%
薬物乱用	0	0	2	0	0	0	0	2	4	0.1%
粗暴行為	0	38	168	174	10	10	24	10	434	8.5%
刃物等所持	0	0	0	1	0	0	1	1	3	0.1%
金品不正要求	0	0	0	0	0	0	2	0	2	0.0%
金品持ち出し	0	5	7	1	0	0	0	0	13	0.3%
性的いたずら	0	0	2	1	0	0	0	1	4	0.1%
暴走行為	0	0	5	37	0	0	19	6	67	1.3%
家出	0	9	32	36	0	1	0	4	82	1.6%
無断外泊	0	0	9	8	0	0	1	0	18	0.4%
深夜はいかい	0	2	190	1,700	16	15	167	212	2,302	45.0%
怠学	-	8	17	17	0	0	0	0	42	0.8%
不健全性的行為	0	1	2	4	0	1	1	0	9	0.2%
不良交友	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0%
不健全娯楽	0	12	81	86	0	2	3	2	186	3.6%
総数	0	75	601	2,678	255	162	841	501	5,113	-
構成比	0.0%	1.5%	11.8%	52.4%	5.0%	3.2%	16.4%	9.8%	-	-

凡例

本書における用語等の意義は次のとおりです。

- 1 **刑法犯・・・**刑法に規定する罪及び「爆発物取締罰則」、「決闘罪ニ関スル件」、「暴力 行為等処罰ニ関スル法律」、「盗犯等ノ防止及処分ニ関スル法律」、「航空機の強取等の 処罰に関する法律」、「火炎びんの使用等の処罰に関する法律」、「航空の危険を生じさせ る行為等の処罰に関する法律」、「人質による強要行為等の処罰に関する法律」、「流通食 品への毒物の混入等の防止等に関する特別措置法」、「サリン等による人身被害の防止に 関する法律」、「組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律」、「公職にある 者等のあっせん行為による利得等の処罰に関する法律」、「公衆等脅迫目的の犯罪行為の ための資金等の提供等の処罰に関する法律」並びに「性的な姿態を撮影する行為等の処 罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律」 に規定する罪をいいます。
- 2 **特別法犯・・・**刑法犯並びに自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律に規定する罪及び交通法令違反以外の罪をいい、条例に規定する罪を含みます。
- 3 **包括罪種・・・**刑法犯のうち、被害法益、犯罪態様等の観点から類似性の強い罪種を 包括した分類名称をいいます(別表参照)。
- 4 **少年・・・**20歳未満の者をいいます。
- 5 非行少年・・・犯罪少年、触法少年、ぐ犯少年をいいます。
 - (1) **犯罪少年・・・**犯罪行為をした14歳以上20歳未満の者をいいます(少年法第3条 第1項第1号)。
 - ア 刑法犯少年・・・犯罪少年のうち刑法犯で警察に検挙された者をいいます。
 - イ **特別法犯少年・・・**犯罪少年のうち特別法犯で警察に検挙された者をいいます。
 - (2) **触法少年・・・**刑罰法令に触れる行為をした14歳未満の者をいいます(少年法第3条第1項第2号)。
 - ア 触法少年(刑法)・・・刑法犯の罪に触れる行為をした触法少年をいいます。
 - イ **触法少年(特別法)・・・**特別法犯の罪に触れる行為をした触法少年をいいます。
 - (3) **ぐ犯少年・・・**刑罰法令に該当しないぐ犯事由があって、将来、罪を犯し、又は刑罰法令に触れる行為をするおそれのある18歳未満の者をいいます(少年法第3条第1項第3号。)
- 6 **不良行為少年・・・**非行少年には該当しないが、飲酒、喫煙、深夜はいかいその他自 己又は他人の徳性を害する行為をしている少年をいいます。
- 7 **人口比・・・**同年齢層人口1,000人あたりの検挙人員をいい、特に断りのない限り、 茨城県の人口は茨城県政策企画部統計課の「茨城県常住人口調査(茨城県の年齢別人口)」 (令和5年10月1日現在)に基づいています。
- 8 **再犯者率・・・**刑法犯少年に占める再犯少年(過去に犯罪を犯し、検挙されたことがある少年)の割合をいいます。
- 9 **児童虐待・・・**保護者が、その監護する児童(18歳未満の者)に対し、身体的虐待、 性的虐待、ネグレクト(怠慢又は拒否)又は心理的虐待をすることをいいます。
- 注1 表中の「一」は数値が得られなかったものを示します。 表中の構成比は、四捨五入の関係で、合計の数値と内訳の数値の計が一致しない場合があります。
- 注2 表中の罪種別数値については、主たる罪種のみ計上している場合があり、その場合は包括罪種別の合計値 と一致しない場合があります。



その他 — 上記以外の罪種(公務執行妨害、占有離脱物横領、住居侵入、器物損壊等)

闇バイトは犯罪! アルバイトではありません!



SNSの高額報酬を示唆する投稿等や友人や先輩から誘われた少年が犯罪に加担 している実態が依然として見受けられます。

少年をアルバイト感覚で犯罪に加担させないためにご家庭でよく話し合いま しょう。

SNS等で高収入で簡単な募集に応募してしまう。

本人確認のため、個人情報を教えてしまう。

犯罪(強盗、ニセ電話詐欺等)を指示される。

抜けたくても、脅されて抜けられない。

逮捕!!後悔しても、もう遅い!



暴力団排除 啓発動画

「神様お願いです」







YouTubeで配信中!



こちらから視聴 できます。









相談窓口

スマホやタブレットで二次元 コードを読み込んでね!





少年相談コーナー



電話・面談・ メール

茨城県警察

少年の非行や犯罪被害に ついての悩み

子どもホットライン



茨城県教育委員会

友人関係、不登校、いじめ、 自分の容姿や性格に関する 悩み

電話・FAX ・メール

茨城県いじめ・体罰解消 カポートセンター



電話・面談・メール

茨城県教育委員会

いじめ、体罰等についての

いばらき子どもSNS相談



茨城県教育委員会

学校のこと、友達のこと、 家族のこと、自分自身の ことなどの悩み

LINE

薬物相談



電話・面談



メール

茨城県精神保健福祉センター

大麻や覚醒剤など違法薬物 や、市販薬・処方薬の依存 に関する悩み

法務少年支援センターみと Business (青少年問題相談室)



電話・面談

水戸少年鑑別所

非行・犯罪・問題行動に 関する悩み

親子のための相談LINE



茨城県青少年家庭課

児童虐待、子育てや親子関係 に関する相談

LINE

こどもの人権110番



電話・面談・ メール・LINE

水戸地方法務局(法務省)

いじめ、体罰、虐待、インター ネット上の誹謗中傷などの悩み





茨城県警察本部 人身安全少年課 公式 X